

生徒指導だより⑥



豊中市立第二中学校 生徒指導部

令和8年(2026年)1月9日

■許されない行為

年が明けて早々に、SNS上に投稿された動画が大きなニュースになっています。すでにニュースなどで知っている人もいるかと思いますが、その動画には栃木県内の高校のトイレで男子生徒が別の男子生徒に殴ったり蹴ったりするなどの暴力をふるっている様子だけでなく、さらに悪質なことに、周囲を複数の男子生徒が取り囲んでおり、暴行の様子をあざ笑ったり、あおるような声も収められているもので、警察も捜査に動いているとのことで、今後の捜査が待たれます。

当然、このような行為は許されないことであり、犯罪行為です。なぜ、こんなことを平気で出来るのか、どんな理由であろうと先生は理解に苦しみます。暴行した加害者、この動画を撮影したりあざ笑ったり、あおるような声をかけている生徒は、自分が被害の側になった時、同じことをされたらどれだけ辛いかわからなかったのでしょうか。豊中二中の生徒のみなさんは、こんなひどい行いをしていませんよね！！していないと先生は信じています。

【今後、加害者が負う責任とは？】

まだ、今回の件は調査も捜査も進んでいないため、断定することは出来ませんが(3年生の社会「公民」で習います)、もしこれが事実であったとするなら、どんな罰を加害生徒は負うことになると思いますか？

法律の専門家の話によると…、

＜暴力をふるっている生徒＞

暴行罪、怪我をさせたしまったら傷害罪に問われます。

・暴行罪 … 他人に対して暴行(殴る・蹴る・叩く以外にも、音・光・熱・冷氣などを用いた物理力の行使も、暴行にあたる)を加えた場合に成立する犯罪です。

⇒ 法定刑は2年以下の懲役または30万円以下の罰金または拘留もしくは科料。

・傷害罪 … 暴行により相手にケガをさせる行為のこと。それ以外にも、嫌がらせ電話によって不安感を与え、精神を衰弱させる行為や騒音によって精神的ストレスを与え、睡眠障害に陥れる行為も含まれます。

⇒ 法定刑は15年以下の懲役または50万円以下の罰金であり、極めて重い犯罪となっている。

＜暴行の様子をあざ笑ったり、あおるような声を出していた生徒＞

暴行の現場で言葉等により、はやし立てていた場合は、加害生徒の精神的な共犯や手助けをしたと判断され、暴行罪や傷害罪の幫助(ほうじょ)や現場助勢罪が成立する可能性がある。

・幫助 … 傷害罪の場合であれば、7年6月以下の懲役または25万円以下の罰金。

・現場助勢罪 … 1年以下の懲役または10万円以下の罰金若しくは科料。

＜今回の出来事をSNSにアップした生徒＞

事件を明るみにしたいと正義感に駆られて行ったとしても違法になりえます。暴行を加えている様子を無断撮影してネットにアップすれば名誉毀損(めいよきそん)罪に、加害生徒や被害生徒の肖像権や名誉権の侵害となり損害賠償責任を問われることもありえる。

・名誉毀損罪 … 3年以下の懲役か禁錮または50万円以下の罰金。

【最後に】

「その場のノリで…」や「面白半分で…」などの言い訳は通じませんし、犯罪とは知らなかったでは済まされません。中学生のみなさんは、「犯罪行為だからしない」だけではなく、そもそも人を傷つける行為をしないことで、みんなが安心して過ごせるような環境づくりを大切にして欲しいと願っています。

■自分のSNSの使い方は本当の大丈夫ですか？

世の中では今回のケースに限らず、SNSにおける人権侵害が後を絶ちません。「匿名だしバレなければ大丈夫」・「これぐらいなら大丈夫だろう」・「自分は間違っていない、相手が悪いから大丈夫」などの、間違った判断をしていませんか？

二中では、講演会や授業を通してSNSやネットの使い方を指導してきていますが、それでも間違ってしまう人も少なからずいて、加害者になってしまうケースも耳にします。

そこで、大阪府では2月を「インターネット上の人権侵害解消推進月間」として、以下のような啓発メッセージが届いています。

「インターネット上での誹謗中傷や差別的な発言(悪口やでたらめを言ったり、わけもなくある人だけを仲間外れにしたり、異なる扱いをすること)は、相手の心を深く傷つけるものであり、決して許されるものではありません。インターネット上でのやり取りは、顔が見えない分、強い言葉を使ってしまいがちです。自分の言葉で誰かが悲しい思いをしないか、確認してから発信するようにしましょう。」

また、SNSやネットで困ったことがあったら相談できる「ネットハーモニー」の案内カードを今日の終礼時に配布しています。困った時は利用してください。